

多機能拠点整備型地域生活支援拠点 の開設について

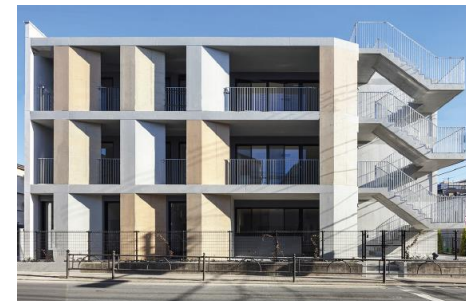
令和3年3月18日

練馬区福祉部障害者施策推進課

1 施設概要

- (1) 施設名 えん かみじゆく ゆめの園上宿ホーム
- (2) 所在地 北町二丁目30番5号
- (3) 整備・運営事業者
社会福祉法人ハッピーネット
- ※ 区内では、放課後等デイサービス、居宅介護
(ホームヘルプ) 事業所のほか、介護保険の
デイサービス等を運営
- (4) 開設年月日 令和3年2月1日
- (5) 敷地面積 457.87平方メートル
- (6) 建物 3階建
(延床面積 741.9平方メートル)

【施設外観】



【食堂兼居間】



【居室】



2 実施事業、地域生活支援拠点の機能(1/4)

<実施事業、地域生活支援拠点の機能>

No	実施事業	地域生活支援拠点の機能	参照ページ
(1)	特定相談支援	①相談	P.4
(2)	短期入所 (ショートステイ)	②緊急時の受入れ・対応	P.5
(3)	共同生活援助 (グループホーム)	③体験の機会・場の提供	P.6

<フロア構成>

- 1階：共同生活援助（5室）、短期入所（1室）
- 2階：共同生活援助（6室）、短期入所（1室）
- 3階：共同生活援助（6室）、短期入所（1室）、相談室

2 実施事業、地域生活支援拠点の機能(2/4)

(1) 特定相談支援

サービス等利用計画の作成および見直し（モニタリング）を行うほか、障害者等からの相談対応、必要な情報提供・助言等を行う。

- ・ 相談支援専門員 3 名を配置
- ・ 介護支援専門員(ケアマネージャー)の資格がある相談支援専門員を配置

① 相談

- ・ 日常から緊急時の対応について相談し、連絡体制を確保する。
- ・ 介護者の急病等の緊急時に連絡を受け、短期入所事業所や関係機関との連絡調整等を行う。
- ・ 営業時間外で、緊急の連絡が必要な場合は、相談支援専門員がオンコールで対応する。
- ・ 営業時間外や他の利用者の相談対応等により緊急時の対応が困難になることが想定される相談支援事業所のバックアップを行う。

2 実施事業、地域生活支援拠点の機能(3/4)

(2) 短期入所（ショートステイ） 3室

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由から、介護を受けることができない障害者等に対して、短期間の入所により、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な支援を行う。

- ・ 日中の時間帯においては、送迎の対応も行う。

② 緊急時の受入れ・対応

- ・ 介護者の急病等の緊急時において、短期入所での受入れを行う。

2 実施事業、地域生活支援拠点の機能(4/4)

(3) 共同生活援助（グループホーム） 17室

主に障害支援区分5および6の重度障害者に対して、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

③ 体験の機会・場の提供

- ・ 施設や親元から共同生活援助へ生活の場を移行しやすくする。
- ・ 定 員 1名
 - ※ 共同生活援助のうち1室を、専用の居室として確保
 - ※ 利用がない期間は、短期入所（空床型）として活用
- ・ 対 象 者 体験を必要とする主に18歳以上の障害者(知的障害、身体障害)
日中活動先がある方
- ・ 利用方法 施設に事前相談の上、アセスメント、契約、予約等の調整を行う。
- ・ 利用日数 1回2週間～30日、年50日が上限

3 面的整備の機能強化

多機能型の拠点整備により、以下の点で面的整備が強化された。

機能	これまでの取組		今回強化した部分
①相談	障害者地域生活支援センター	日常から緊急時の対応について相談し、連絡体制を確保	同機能を担う事業所を1か所追加
		緊急時において、介護者の急病等の連絡を受け、短期入所事業所や関係機関との連絡調整等を実施	
		—	相談支援事業所の営業時間外等における緊急時のバックアップを実施
②緊急時の受入れ・対応	大泉つつじ荘、しらゆり荘の短期入所において受入れ		同機能を担う事業所を1か所追加
③体験の機会・場の提供	(民間事業所の活用を検討)		新たに専用居室を1室確保
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬障害福祉人材育成・研修センターで研修を実施 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の知識がある人材、障害特性に応じた適切な支援ができる人材を養成 		介護支援専門員の資格がある相談支援専門員を配置
⑤地域の体制づくり	障害者地域自立支援協議会のほか、地域で活動している団体がお互いに連携がとれるよう、協議などの場を地域に設置		—

4 今後の取組（予定）

(1) 令和3年度の取組

ア 相談機能の強化

4月から、特定相談支援事業所の地域生活支援拠点への参加を推進し、緊急時の対応体制（日常からの相談支援も含む。）の強化を図る。

イ 検証・充実

これまで整備・充実してきた体制や機能の検証を行うとともに、障害福祉サービス等報酬改定の動向も踏まえ、引き続き充実に向けた検討を進める。

(2) 運用状況の報告

年1回程度、自立支援協議会へ報告する。地域課題等で協議等が必要な場合は、各部会での協議も行う。

(3) 多機能拠点整備型の整備

旧高野台運動場用地における生活介護事業所（福祉園）の整備後、石神井町福祉園用地において、重度障害者グループホームに、緊急時の受入れ対応ができる短期入所と相談支援の機能がある多機能拠点整備型の施設の整備を目指す。